

令和4年12月16日  
日 本 銀 行

【概要書】

通貨及び金融の調節に関する報告書（令和4年12月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

## 「通貨及び金融の調節に関する報告書」の概要

### I. 本報告書の位置付け等

本報告書は、日本銀行法第 54 条第 1 項に基づき、日本銀行が財務大臣を經由して国会に提出する報告書である。今回は令和 4 年 4 月～9 月分。

#### <参考>

##### 日本銀行法第 54 条第 1 項

日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第 15 条第 1 項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を經由して国会に提出しなければならない。

##### 日本銀行法第 15 条第 1 項

次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

- 一 第 33 条第 1 項第 1 号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
- 二 第 33 条第 1 項第 2 号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
- 三 準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 4 条第 1 項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
- 四 第 33 条第 1 項第 3 号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第 33 条第 1 項において同じ。）の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
- 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
- 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更

## II. 本報告書の概要

### (経済の情勢)

1. わが国経済は、令和4年度上期中、資源価格上昇の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとで、持ち直した。

輸出や鉱工業生産は、上期前半には供給制約の影響が強まったものの、その後は同影響が和らぐもとで、基調として増加した。企業収益は全体として高水準で推移し、企業の業況感は横ばいとなった。設備投資は、一部業種に弱さがみられたものの、持ち直しを続けた。雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善した。個人消費は、夏場の感染再拡大の影響を受けつつも、緩やかに増加した。住宅投資は弱めの動きとなった。公共投資は横ばい圏内の動きとなった。

2. 物価の動向についてみると、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、エネルギーや食料品、耐久財などの価格上昇により、プラス幅を拡大し、上期末には3%程度となった。予想物価上昇率は、上昇した。

### (金融市場・金融環境の動向)

3. 国際金融市場をみると、中央銀行の利上げペースの加速が意識されるもとで、米欧の長期金利は大幅に上昇した。各国のリスク性資産の価格は、長期金利が上昇傾向を辿るもとで、先行きの景気減速懸念もあって、大きく下落した。この間、国際商品市況は、地政学的リスクの影響が残るもとで引き続き高水準で推移したものの、グローバルな需要見通しの悪化を受けて、総じて下落した。
4. 国内の金融市場についてみると、短期金融市場では、全般的に、金利は低水準で推移した。

債券市場の動向をみると、長期金利は、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもとで、操作目標である「ゼロ%程度」で推移した。CPの発行金利は、きわめて低い水準で推移した。社債の発行金利は、幾分上昇したものの、低い水準で推移した。

株価は、米欧株に連れて下落し、9月末には25千円台後半となった。ただし、

米国株対比での割安感や為替円安などが意識されるもとの、米欧株価に比べると、下落幅は小幅となった。

為替市場では、円の対ドル相場は、日米間の金融政策の方向性の違いが意識されるもとの、本邦輸入企業のドル買いなどもあって、円安ドル高方向の動きとなり、9月末には144円台となった。この間、円買いドル売りの為替介入が実施された。円の対ユーロ相場も、欧州金利の上昇を受けて、円安ユーロ高方向の動きとなった。

5. 企業金融について、資金需要面をみると、感染症の影響を受けた予備的な流動性需要が総じて落ち着いて推移するもとの、経済活動の再開や原材料コストの上昇を受けた運転資金需要の高まりから、緩やかに増加した。企業の資金繰りは、一部に厳しさが残っているものの、経済の持ち直しに伴い、中小企業も含めて改善傾向を維持した。この間、資金供給面をみると、企業からみた金融機関の貸出態度は、緩和した状態が続いた。
6. マネタリーベース（流通現金＋日本銀行当座預金）の前年比は、新型コロナ対応金融支援特別オペの残高が減少したことを主因に徐々に低下し、9月にはマイナスに転じた。マネーストック（M2）の前年比は、3%台前半で推移した。

（金融政策決定会合における検討・決定）

7. 4年度上期中には、金融政策決定会合を計4回開催した。

金融経済情勢について、4月と6月の会合では、「新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響などから一部に弱めの動きもみられるが、基調としては持ち直している」、7月の会合では、「資源価格上昇の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとの、持ち直している」、9月の会合では、「資源価格上昇の影響などを受けつつも、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むもとの、持ち直している」とそれぞれ判断した。
8. 金融政策運営面では、4月の会合において、「長短金利操作付き量的・質的金

融緩和」のもとで、以下の金融市場調節方針を決定した。

(長短金利操作<イールドカーブ・コントロール>)

- ① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。  
短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。  
長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
- ② 連続指値オペの運用  
上記の金融市場調節方針を実現するため、10年物国債金利について0.25%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。

その後の各会合では、上記の金融市場調節方針を維持した。

資産買入れ方針については、すべての会合において、以下の方針を維持することとした。

(資産買入れ方針)

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

- ① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
- ② CP等、社債等については、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（CP等：約2兆円、社債等：約3兆円）へと徐々に戻していく。

9月の会合では、新型コロナ対応金融支援特別オペを段階的に終了しつつ、幅広い資金繰りニーズに応える資金供給による対応に移行していくことを決定した。

(1) 新型コロナ対応金融支援特別オペの取り扱い

- ① 感染症対応にかかる中小企業等向けのプロパー融資分は、期限を半年間延長し、5年3月末に終了することとする。この間、毎月1回、3か月

物の資金供給を実施する。

- ② 感染症対応にかかる中小企業等向けの制度融資分は、期限を3か月間延長し、4年12月末に終了することとする。この間、毎月1回、3か月物の資金供給を実施する。

## (2) 金額無制限の共通担保資金供給オペの実施

上記オペの期限到来後も中小企業等の資金繰りを支えるとともに、より幅広い資金繰りニーズに応える観点から、幅広い担保を裏付けとして資金を供給している「共通担保資金供給オペ」について、金額に上限を設けずに実施することとする（9月27日に予定している次回実施分から変更）。

先行きの金融政策運営については、すべての会合において、「2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。当面、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定している」との考え方を示した。

## (日本銀行のバランスシートの動き)

9. 9月末における日本銀行のバランスシートの規模を総資産残高で見ると、685.8兆円（前年比-5.3%）となった。